

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

本日（4月7日）国は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、緊急事態宣言を発出しました。

また、茨城県においては、今回の緊急事態宣言の対象地域ではないものの、首都圏に隣接した地域で感染が拡大傾向にあります。

一方、本市においては、感染者1名が確認されましたが、感染経路は特定されており、その後の事業者及び市民の皆様の適切な行動等により、現時点で新たな感染者は確認されていない状況です。今後も市民の皆様の健康を守りつつ、市民生活を維持することが大切と考えております。

しかし、今回の緊急事態宣言の発令や県内の状況を踏まえると、市域を超えた人の交流の影響が懸念され、抑制する必要があると考えております。

これらを受け、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、現在の市中感染が発生していない状況を長期的に継続していくために、当面の間（4月8日～5月6日）、下記のとおり対応していくことを決定しました。

なお、下記の事項は今回追加したものであり、イベント等については、2月28日に決定した対応を継続します。

1 市所有施設の貸し出しについて

これまで本市においては、市民の健康維持やストレス緩和のため、体育施設等の利用について部分的に貸し出しを継続しておりましたが、今般の状況を鑑み、更なる感染拡大の防止対策を図るため、以下のとおりとする。

（1）体育施設の貸し出し

- ・ 屋内施設（体育館）については、中止（取り消し）とする。
- ・ 屋外施設（グラウンド）については、市民が練習に使用する場合に限定し、貸し出すこととする。なお、大会や対外試合に利用する場合、中止（取り消し）とする。

※ 中止（取り消し）の場合は、いずれもキャンセル料は発生しない。

（2）小中学校の学校体育施設の貸し出し

- ・ 屋内施設（体育館、武道場）については、中止とする。
- ・ 屋外施設（運動場）については、使用団体が練習に使用する場合に限定し、貸し出すこととする。なお、大会や対外試合での使用は不可とする。

（3）その他の施設の貸し出し

- ・ これまでの部分的な利用や休館の措置を継続する。

2 スポーツ関連団体等の活動について

本市が所有する施設以外（市外の施設を含む）での活動については、上記の趣旨を踏まえ、大会や対外試合の実施及び参加は、極力控えていただくように要請する。